

第八十回国会 農林水産委員会 議 録 第十四号

昭和五十二年四月六日(水曜日)

午前十時十三分開議

出席委員

委員長代理 理事 菅波

理事 今井 勇君

理事 山崎平八郎君

理事 美濃 政市君

理事 稻富 稔人君

理事 熊谷 義雄君

理事 染谷 誠君

理事 森田 欽二君

理事 新盛 辰雄君

理事 馬場 昇君

理事 津川 武一君

出席國務大臣

農林 大臣 鈴木 善幸君

出席政府委員

農林大臣官房長 澤邊 守君

農林省農蚕園芸局長 堀川 春彦君

委員外の出席者

農林水産委員会 調査室長 尾崎 毅君

本日の会議に付した案件

農業改良助長法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)

菅波委員長代理 これより会議を開きます。

委員長の指名により、私が委員長職務を行います。

農業改良助長法の一部を改正する法律案及び農業改良資金助成法の一部を改正する法律案の両案

を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。松沢俊昭君。

○松沢(俊)委員 二つの法律案につきまして、御質問申し上げたいと思います。

この農業改良助長法という法律は昭和二十三年にでき上っておりますから、こゝしが五十二年ということになりまして、もう三十年も続いておりますわけでありまして、その間昭和三十八年まで数次の改正が行われておりまして、非常に長い歴史を持ったところの法律でございます。したがって時代もまた大変変わってきていると思つて、私たちの小さいころは帝國農会なんというのがありまして、その技師さんが村を回つて、そしていろいろと農民の指導をやつてこられたということを思い出して、それらの人たちを含めまして、これはアメリカ型の緑の自転車というように形が普及制度というものができてきたように実は記憶しているわけなのでございます。

当時は農民の場合におきましても、情報をとるにいたしましてもなかなかとりにくいという環境にありましたし、また学校教育等におきましてもいまのような状態ではなかったと思つて、そんな関係でこの普及員の仕事も大変やりがいのある仕事であつたし、農民もまた普及員を非常に信頼しておつた、こういう面があつたと思つて、最近ではテレビから新聞からいろいろの媒体を通じて情報が入つてまいりましたし、また農家の教育水準というものが大変高まってきたるわけなのであります。

したがつて、私たち農村を回つてみますと、普及員以上の知識、技術を持っているところの農民もたくさん出てきています、こういう状態に間々ぶつかるときがあるわけでありまして、しかし、この

制度というのはこれからも拡充強化をしていかなければならない、こういうぐあいに考へております。そうだとしますならば、新しい時代に即応したところの普及員の知識、技術などの水準というものを高めなければならぬ時代に入つていっていると思つますが、その点につきましてどのような方法でこれを高めるようにしておられるのか、その点をお伺いしたいと思つておられます。

○堀川政府委員 先生の御指摘のとおり、普及員の資質の向上を図ることが大変重要でございます。私どもは、最近におきます農業事情の著しい変化に対応いたしまして効果的な普及指導活動が展開できるように研修の目標を定めまして、その研修の内容につきまして、過去の経験を分析いたしまして足らざることを補つて、いろいろな考え方で常々検討を加えておるわけでございますが、そういう考え方で体系的に整備をいたしましたところの研修基準課程というものを策定いたしました。これに基づきまして専門的な知識、技術の向上のための各種研修をやつておるわけでございます。

たゞえば、比較的長期にわたるものとして、三カ月から六カ月というようなものもございまして、そういうものは特に専門的な技術の強化を図るための研修でございます。また、それぞれ現地において緊急に解決を要する課題もございまして、そういうものを中心とする研修、こういうことをやつておるわけでございます。そのほか一般的な職務能力の付与のための新任者研修でございますとか、あるいは普及所長さんとしての特別に必要な知識、技能等を得るための普及所長研修、そういう研修のほか、あるいは一年間にわたります大学での留学研修、あるいはまた四十九年度から海外の研修もこれに加えて、これらの研修をそれぞれ総合的に実施することによつて資

質の向上を図つてまいつておるわけでございます。○松沢(俊)委員 何といたしまして、やはり時代の推移に従つてそれに対応できるところの資質の向上というのが必要でございます。これは一層努力をしてみたい、こういうぐあいにお願い申し上げるわけでございます。次に、普及員の制度ができてからずっと今日まで、何としても人間の教というのが不足であるならば、なかなか思ふような活動というものができないと思つたので、そういう点からいたしまして、ここ数年間の――私は新潟県でありましたが、新潟県の普及員の数を見ますと、減つていくように感じられるわけなのでありまして、要するにこの定数という問題は一体どうなつておるのか、その点をお伺いしたいと思つた。

○堀川政府委員 五十一年度の普及員の予算上の定数といたしましては、農業改良の關係の普及職員につきまして一万六千四百二十二人でございます。来年度は一万五千五百七十七人、生活改善の關係の普及職員は五十一年度が二千三百六十三人、五十二年度が二千三百四十四人ということでございます。合計いたしました五十一年度が一万三千五百人、来年度が一万二千九百一人ということに相なる予定でございます。○松沢(俊)委員 そうすると、これはやはり減つておるんですね。減つておる原因というのはどこにあるのでしょうか。○堀川政府委員 これは、四十三年度から国の行政機關の職員につきまして定員の管理計画というものを実施いたしておるわけでございます。五十二年からその第四次の計画が始まるわけでございます。四年計画でございます。その管理計画は四年間に計画的に国家行政機關の職員を削減していくという計画でございますが、これを決定いたしましたときの閣議決定におきまして、地方公

務員につきましても助成等の関係がございまして右に準じて措置するといふふうになっておりまして、そこで普及職員につきましても助成の面で予算上の定数を削減計画と対応した形で削減をしていくという形でございます。

○松沢(後)委員 大臣にお聞きしますけれども、改良普及員というのは、農村におきましては、役人という名のつく職員の中では最も農民に慕われる、そういう職員であるわけでありまして、したがって、この職員がだんだん減っていくというところであつては、これからの農業の振興をやるという立場からすると決していい傾向ではないと思ひます。農林省の人員の削減計画というところから減っているんだというふうなお答えがあつたわけでありまして、高役人はそう必要はないわけでありまして、やはり地方の住民や農民にとりましては最も身近な、しかも直接メリットのある、そういう職員を欲しがっているわけでありまして、そういう点から考えまして、第一線で働く者を削減するということは決していいことではないと思ひますけれども、大臣はどういうふうにお考えになっておりますか。

○鈴木国務大臣 松沢先生先ほど来お話しになっておりますように、普及員の今日までの二十数年間に及ぶところの活動、これはわが国の農業の発展向上の上に大きな貢献をしてきておる、しかも末端の農民諸君に毎日接触をして、その相談相手として農業の改善、発展のために努力をされておる、非常に大事な役割りを果たしておる、こういうことは御指摘のとおりでございます。私どももこの農業普及員の今後の活動にも大きな期待を寄せておるところでございます。

ただ、ただいま局長から御説明を申し上げましたように、国家公務員の定数の削減、それに伴う地方公務員のそれに準じたところの削減という関係決定の線に沿ひまして、若干減つてきておることも御指摘のとおりでございます。それをカバーしてまいりますためには、先ほどもお話がありましたように、普及員の諸君の資質

の向上、本當に信頼をされ、頼りになるようなりつばな資質を持たなければいけないということ、研修でありますとかあるいは海外への派遣の問題でありますとか、農林省としてもできるだけ普及員諸君の資質向上のために意を用ひておるところでございます。また最近は大分道路事情等もよくなつておりますし、通信の設備もだんだん普及をされてきておるといふことで機動力も持たせるように配慮もいたしておりますし、また普及のための機材の整備というふうなものにも努力をいたしまして、若干の人員の削減はそういう面でカバーをしながら、普及員諸君の今後の活動を最も効果的に、これが達成できるようにということに配慮をいたしておる次第でございます。

○松沢(後)委員 県の方に参りますと、普及員の給与の助成ですが、それが三分の二の助成ということに実はなつておるはずでありますけれども、これが県段階に行くところの二来ていない、いわゆる超過負担のような状態になるんだというお話を承るわけなんですけれども、これはどういふところからそういうふうなものが起きてくるんだでしょうか。

○堀川政府委員 これは一つには国の職員の給与ベースと地方公務員の給与のベースを比べましたときに、ベースにおいて差があるということが一つの原因でございます。それからもう一つは、職員構成におきまして、普及員の方の職員構成、年齢構成等を調べてみますと、かなり高年齢の方がいらつちやるといふようなことで、そういう者の補充、交代の関係が影響をしておるといふふうに思つております。その二つの要因が一番基本的な大きな要因だと思ひます。

○松沢(後)委員 ベースの問題で差があるんだというお話でございますが、これは大体何等級ぐらゐなののお話の一つの基準にして三分の二ということになるのですか。

○堀川政府委員 普及員の職種によりまして格づけを決めておるわけでございます。たとえば主任専門技術員が三等級八号俸、専門技術員が四等級

十二号俸、普及所長が三等級九号俸、それから改良普及員も、地域を担当する改良普及員は四等級八号俸、こういうぐらゐに職種によつて格づけを決めまして、その格づけを前提として助成の単価をはじいていく、こういう形になっておるわけでございます。

○松沢(後)委員 話を聞きますと、こういう普及員制度ができてから最初に普及員になつたのは大昭和五年生まれだそうですね。そういう人たちが県には相当たくさんおられるわけなんです。そうすると、年齢が相当上回つておるといふことを配慮して三分の二の補助をやつていかないと、そこにやはり負担が起きてきて、県の方でそのオーパーした分を負担しなければならぬということになるわけですから、この辺、改める必要があるのではないのでしょうか。

○堀川政府委員 私どもそういう形での助成を続けてきておるわけでございますが、年齢構成の差とかいろいろございまして、著しく実態と乖離することは不相当であるという考え方のもとに、五十年度におきましては、四十九年度に実施した給与実態調査に基づきまして、普及職員の學歷なり任用の経験年数を十分考慮の上、国家公務員給与ベースに換算して平均五号俸の引き上げを実施したわけでございます。今後とも、このような問題につきましては、普及職員の給与の実態とそれらに関連する事項を調査いたしまして、必要に応じて是正の措置をとつてまいりたいと思ひておるわけでございます。

○松沢(後)委員 最近兼業化が大変進みまして、朝晩農業をやる農民もいますし、日曜日に農業をやる農民もいるわけなんです。そういうところで、普及員は農民の中に入つていって普及活動をやつておるわけでありまして、やはり農民のいる時間に普及活動をやらなければならぬ。こういうありますと、日曜、夜間に働くことにならぬわけでありまして、これにつきまして超過勤務手当も何もついてないと実は聞いているわけでありまして、この点の手当を改善する必要があるのではな

いか、こう考えるのですが、その点はどうでしょうか。

○堀川政府委員 確かに超過勤務は、県々の実情、県内においても普及所ごとの実情に依りまして差がございまして、その辺は、一律の助成基準でどういふのは必ずしも適当でないといふことで算入はしておらないわけでございます。それは、地方地方の実態に依りましての扱い方にお任せした方が適當であろうといふことから組み入れておりません。しかし、今回の助成の対象とします費目につきまして若干の範囲の拡大を図つておるわけでございます。手当等につきましても、そういう必要のあるもので算定をしてこれに助成の対象にいたすことが適當だといふふうには、できるものは取り上げていくという態度でございます。

○松沢(後)委員 いま御答弁があつたのは一二%のやつですか。

○堀川政府委員 ただいま申し上げましたのは超過勤務の関係でございます。一、二%の手当は、改良普及員手当てでございますから別個の問題でございます。

○松沢(後)委員 それでは超過勤務手当はこれからも配慮しながら進めていくといふふうに理解して差し支えないわけですね。

○堀川政府委員 その辺は、私どもも、給与なり勤務の態様なりそれに対する手当の支給の実態といふものを調査いたしまして、一つの方向づけができるというところになれば検討してまいりたいと思ひます。

○松沢(後)委員 さつき大臣の方から御答弁がございまして、人の数は減るけれども、機動化を進める、そしてまた、資質向上のためにいろいろな措置をとつていくのだ、こういうお話であつたわけでありまして、実際、現場へ行つてみますと、そういう状態にはなつておらぬわけでありまして、これは、広域普及所に変つたときに、村の人たちから、この普及所をなくしてもらつちや大変困るといふ話が出たときにおきましても、いや、統合

して機械化を進めていくのであるから、そう不便になるようなことはないのだ、こういう説明が行われたわけですが、さて、広域普及所になつてみますと、なかなか機械化が進んでおらぬ。ひどいところになりますと、五人の普及員がいるところ自動車が一台中ない、こういう状態になつておるわけでありませう。五人で一台の自動車を扱うということになりますと、大変無理が起きます。したがって、自家用車で仕事をしなければならぬ。自家用車で仕事をすることになりませう、今度事故なんか起きた場合において、業務上の過失であるかどうかということが大変むずかしくなるので、所長の方としては、そういうことをやらせたらちや困る、こういう歯どめがかけられるということなのです。そうすると、一台の自動車がかかっているときには、あとの四人の人は仕事ができないという状態になるわけでありませう。しかし、仕事ができないというわけにはいかぬから、やはり無理して自家用車で活動をやるというのが現状であるわけでありませう。そういう点、大臣の方では、さっきの御答弁では、いや、そういう方向に進むのだと言っておられますけれども、大臣の御答弁と現実の状態は大分違つているわけでありませう。この辺、大臣はどうお考えになっておられますか。

○堀川政府委員 私ども、機動力の整備には今後も力を注いでいきたいと思つておるわけでありませう。先生の御指摘のとおり、普及員の配置数と足になるところの自動車の台数との関係はおつしやるようなことをごさいますので、できるだけ整備を急いでまいりたいと思つておられます。また、普及員の方が自家用車を用いて普及活動をしなればならぬというところは、私もそういう整備を急速に進めることによつてできるだけ早く解消したいと思つておられます。

現在、自家用車を用いて普及活動をする等の状態につきまして、果等に御照会をいたしました。いろいろと調べておるところでございますが、原則として禁止というのが多うございませうし、全面禁止というのでもかなりございませう。公認をしておるというのとは比較的少数というところでございませう。ただし、原則として禁止という場合におきまして、所長が必要やむを得ざる場合にそれを認めるというところにいたしておりませう、そういう所長の許可を得て普及事業に携わつておる公務執行中に事故が起きたというような場合におきましては、事故の態様にもよりますが、おおむねその車を官用車とみなしまして処理をしておるといふのが実態のように承つておられます。

○松沢(俊)委員 それでは、いま大体一万三千人の普及員がおられるわけなんでしょうが、この一万三千人の普及員に対して自動車の数といふのはどのくらい配置されておるのですか。

○堀川政府委員 昭和四十年以降計画的な整備を進めてきておりました、五十一年度までに、一普及所当たり三台と三、一普及所普及員五人に一台ということになります。計千九百八十四台を整備してきておるところでございます。

○松沢(俊)委員 これを漸次改善していくというお話でございますが、それは改善して最終目標はどうなるのですか。

○堀川政府委員 最終目標というのは立てておりませんが、できるだけ急速に整備するということを持ちてやっております、できれば三年以内に一普及所当たり五台、改良普及員三人に一台というところに引き上げたいというふうにおつておるわけでございます。これは中間の目標という考えでございます。

○松沢(俊)委員 大臣お急ぎのようでありませうで、大臣にもう一つ御質問を申し上げたいと思つておられます。

資質の向上、そのためには研修、そして海外の方の研修までやらせておられるというお話でありませう、いろいろ聞いてみますと、海外といつてもやはりアメリカあたりが中心のようでありませう、そのほかにも行つておられるようでありませう、アメリカの農業の形態といふものと日本の農業といふものは、あちらは粗放農業でありませうし、こちらはすぐれた集約農業、こういうことになつておるわけでありませう。それから、いろいろ技術の面等におきましても、たとえば最近中国あたりでは家畜のはり麻酔によるところの手術をやるというのが非常に進んでおるわけなんでしょう。そういう点なんかも考えますと、単に先進国でしかも大規模の大きな国にだけ集中的にやるということでは、やはりその点を考えて、これからアジアとの関係というのを深くしていかなければならぬわけでありませう、アジアの国との技術交流というふうなものを深めることを考えていく必要があると思つておられます。たとえば中国を含めまして考えていく必要があると思つておられます、その点はどうでしょうか。

○鈴木国務大臣 御指摘のとおり、普及員の諸君の資質向上のために研修教育を積極的にやる、またあわせて海外の事情を調査をし、新しい技術等を身に付ける、そういうことで、今後、御指摘のように関係の深いアジアの各地域並びに北欧方面等にも私はぜひ研修旅行の範囲を広げてやつてまいりたい。だんだん農業経営が専門化するような状況下でございますので、そういう情勢に対応して今後の研修、海外の出張等につきましても十分配慮してまいりたいと思つておられます。

○松沢(俊)委員 今度は局長に御質問を申し上げますけれども、三人に一台の自動車の普及といふのはいつごろのめどなんですか。

○堀川政府委員 一応私ども三年をめどにして、早ければ早いほどいいというふうにおつておるわけでございます。

○松沢(俊)委員 そうすると五十五年に三人に一台になるのですか。

いろいろな事務所が出先機関としてございませう。そういう場合においては、自動車があつて、そして運転員がいて、職員が必要なおきに於いてはその運転員が運転してあちこちに人員の輸送をやるというのが通例になつておるわけですが、この場合におきましては運転員というのを配置されておらぬわけなんでしょう。そういう点もやはり考えていく必要があるのじゃないでしょうか。

○堀川政府委員 もともと普及職員の任務は農民に直接接して普及活動をするところまで出向くというものが普及員の職務でございます。したがって、昔は足で歩くということも多うございませう、昔は自転車も使つた。それからオートバイ等を活用するようになり、それが自動車の形に変わつてきたという経過をたどつておるわけでございます。一人一人が、あるいは集団で組んで普及活動に出かけるわけでございますが、そういう普及活動にすべては自動車を使う場合に運転員が別に一人ずつつくということ、これは普及員の活動のあり方というものと実際問題としての困難性ということもございませう、そういうふうにはいたしておらないわけでございます。

○松沢(俊)委員 そういふことであれば、早目に一人一人に自動車が行き渡るようにしてやらぬと、なかなか農民の期待にこたえるわけにいかぬということになるのじゃないか、こう思うわけなんでしょう。これは速やかに機械化を促進をしてもいい、こういうことを強く要望申し上げます。

それから、普及員を指導する専門技術員です、これが果に配置され、そしてまた、そのほかには農業改良研究員というものが試験場に配置されておる、こういうことになつておるわけなんでしょう。専門技術員の場合は一応わかりませうけれども、農業改良研究員というものは、これは法律におきましては、地方的事情と必要性を正しく考慮をして試験研究を能率的に行うということに実はなつておるわけなんでしょうが、どういふよう

なことを具体的にやっておられますか。

○堀川政府委員 県の農業試験場は、いわば普及事業の拠点である、またそうならなければならぬというふうに言われておるくらいでございます。国の試験研究機関等で開発をしました技術あるいは品種というものを現地に適応させるため、あるいは現地固有の農事上の試験研究というものを深めるために県の試験場が置かれておるわけでございまして、そこにおいて開発されあるいは現地適応ができるようになった技術や普及事業に持ち込むという仕掛けという仕組みになっておるわけでございます。したがって、農業のあり方というものを踏まえ、それから専門技術員というふうな改良普及組織の専門的な知識を持った方々との連携を保つというふうな意味で、試験場側に改良研究員というものが置かれまして、普及の方の連携をとりながらその現地現地、地域地域の必要性の高い課題につきまして研究をし、これを普及につなぐという意味でそういう特別の制度になっておるといふふうに理解をしております。

○松沢(俊)委員 私は去年の災害で感じたわけがありますけれども、なるほど気象条件の異常な面が出てきて、それで大きな災害になった、こう言えれば簡単な話になりますけれども、しかし考えてみますと、水稲なんかの被害というのは、そういう異常気象が来た場合において耐え得ることのできないそういう品種というものを、これを単にうまい米だとか銘柄米というふうなものに集中させたというところによつて一層被害を大きくしたように実は感じられるわけなんです。そういう点で、試験研究というものを単にその場の場当たり的なものでなしに、やはり将来的な長期展望に立った研究、しかもそういう災害なんかがあつても、この地域ではこれをつくつていけば大丈夫だという、そういうものをもう一度改めて考え直すところの必要の時期に実は来ているのじゃないか、こんなぐあいに考えておりますが、その点はどうでしょうか。

○堀川政府委員 先生のおっしゃるとおりだと思います。昨年の冷害の経験にかんがみまして、私どもも重大な反省をしておるわけでございます。一例を挙げますれば、たとえば品種でトヨニシキという品種がございまして、そういうものの栽培適地の限界を越えて山間高冷地の方へ上がったために被害を大きくしたというふうな問題もございまして、したがって、品種の適性というものをよく考えた作付ということがなされなければならぬわけでございまして、試験研究自体はいろいろな成果を持っておりまして、普及を誤る、あるいは農家の対応の方がこれについてこないということになりますと、そこにまずい結果が出てまいりますので、いま先生の御指摘の点はまさにそのとおりで、私どもも十分これから気をつけてまいりたいというふうに思っております。

○松沢(俊)委員 時間が参りましたのでこれでやめますけれども、とにかくこの普及事業というのは長い歴史を持っておりまして、これをさらに一層強化をして、そして農業の振興に当たらなければならぬと考えておりますので、いま御答弁のございました点を積極的に進められまして、そしてやはり普及事業というのがあることによつて日本の農業が発展しているんだという実績をつくつてもらいたい、こういうことを強く希望申し上げます。質問を終わります。

○堀川政府委員 そういう心組みでやつてまいりたいと思ひます。

御質問の後で申し上げて大変恐縮なんです、私先ほどの御答弁で勘違いをした点が一つございまして、機動力整備の一応の年次目標は五十四年度末まででなしに五十六年度末でございまして、大変失礼を申し上げます。訂正させていただきます。

○菅波委員長代理 この際、暫時休憩いたします。午前十時五十五分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕